

西宮市特別支援学校就学奨励金給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難な児童及び生徒の保護者（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）に対し、経費の一部を援助し、就学を奨励することを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 西宮市立西宮支援学校小学部及び中学部に在学する児童又は生徒の保護者のうち、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の2.5倍未満の保護者に対して、特別支援学校就学奨励金（以下「就学奨励金」という。）を給付する。

(給付の種類及び額)

第3条 就学奨励金の給付の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額が法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.5倍未満の保護者に給付する種類は、別表第1の2の項から6の項、法第13条の規定による教育扶助を受給している者に給付する種類は、別表第1の4の項及び6の項とする。

2 別表第1の1の項の就学奨励金の給付の金額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条により資料提出して、文部科学大臣又は兵庫県教育委員会に認められた学用品費・通学用品購入費の額と特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第1条第8号及び第2条第2号の学用品・通学用品購入費の額の差額とする。ただし、その額が西宮市就学奨励金給付に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の学用品費の額の半額を超えている場合は、要綱第3条第2項の学用品費の額の半額とする。

3 前項の要綱第3条第2項の学用品費の額の半額について、小数点以下の端数がある場合は、小数点以下切り上げとする。

4 別表第1の2の項から7の項の就学奨励金の給付の金額は、要綱第3条第2項の額と施行令第1条及び第2条の額の差額とする。差額の算出については、別表第2の各項ごとに行うこととし、施行令第1条及び第2条の額が要綱第3条第2項の額を超えている場合は、その項は0円とする。

(申請手続)

第4条 学校長は、次の各号に掲げる書類を西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 支弁区分一覧表

- (2) 特別支援学校就学奨励金請求明細表
 - (3) 特別支援学校就学奨励金給食費等計算表
 - (4) 特別支援教育就学奨励費支給額累積一覧表等参考資料
 - (5) 特別支援学校就学奨励金申請書（様式第1号）
- 2 学校長は、前項の書類を委員会に提出する前に、対象者に就学奨励金の対象であることを通知し、期日を定めたうえで、前項第5号に規定する申請書の受け付けを行わなければならない。
- 3 対象者は、前項の通知を受けた際、就学奨励金の給付を申請する場合は、学校長の指定する期日までに、第1項第5号に規定する申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項第5号に規定する申請書の提出がなかった場合は、就学奨励金を辞退したものとみなし、給付を行わない。
- （給付の決定）
- 第5条 委員会は、前条第1項第5号に規定する申請書の提出があったときは、申請に対する決定を行うものとする。
- 2 委員会は、申請に対する決定を行ったときは、速やかに申請を行った保護者にその決定結果を通知する。
- （給付の方法）
- 第6条 第3条第2項及び第4項の規定により給付するものは、保護者に対して給付する。
- 2 振込先は、第4条第1項第5号に規定する申請書に記載された口座とする。
- （不当利得の返還）
- 第7条 市長は、就学奨励金の給付を受けた後に対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により就学奨励金の給付を受けた者に対し、就学奨励金の返還を求める。
- （補則）
- 第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年2月29日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年2月1日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第3条第1項関係）

区 分	種 類
1	学用品費

2	校外活動費
3	泊を伴う校外活動費
4	修学旅行費
5	新入学用品費
6	卒業諸費
7	給食費

別表第2（第3条第4項関係）

区 分	要 綱	施 行 令
1	校外活動費	校外活動等参加費（本人経費）（第1条第7号）
2	泊を伴う校外活動費	校外活動等参加費（本人経費）（第1条第7号）
3	修学旅行費	修学旅行費（本人経費）（第1条第7号）
4	新入学用品費	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（第1条第8号）
5	卒業諸費	—
6	給食費	学校給食費（第1条第2号）

(様式第1号)

特別支援学校就学奨励金申請書

西宮市長 様

私は、特別支援学校就学奨励金の給付について申請することを届け出ます。

特別支援学校就学奨励金の請求については、学校長に委任します。

また、特別支援学校就学奨励金は下記指定の口座に振り込んでください。なお、この口座振込みをもって支払いの効力を生ずることについて異議ありません。

令和 年 月 日

学校名	西宮支援学校（ 小学部 ・ 中学部 ）
学年	
児童生徒名	
保護者名	
住所	
電話番号	

【振込口座】

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義人名(カタカナ)	